

# 萩園自主防災会 防災計画

## 1 目的

この計画は、萩園自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の組織編成及び役割分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集・伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止及び初期消火・延焼防止に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要支援者支援制度に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材・食料等の備蓄及び管理に関すること。

## 3 自主防災会の組織編成及び役割分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別表1、別表2及び別表3のとおり自主防災会の組織及び班編成・役割を分担する。

## 4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

### (1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 自主防災会及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応を含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

### (2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、回覧、パンフレット等の配布及び講演会、講習会等の実施により行う。

## 5 災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

### (1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

### (2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 茅ヶ崎市地域防災計画等
- ② 講演会、説明会、研修会等

## 6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、鶴嶺西地区まちぢから協議会及び自主防災会において防災訓練を実施する。

## 7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

### (1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等伝達する。

### (2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯無線機、防災行政用無線、防災ラジオ、緊急速報メール、茅ヶ崎市情報サイト、メール配信サービス、茅ヶ崎市防災情報サイト等による。

## 8 避難

洪水・火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

#### (1) 避難誘導の指示

茅ヶ崎市長から避難指示が出たとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

#### (2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を茅ヶ崎市地域防災計画に定められた避難場所等に誘導する。

#### (3) 避難経路及び避難場所等

自主防災会が発行する防災マニュアルに掲載する。

#### (4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、茅ヶ崎市の要請により協力するものとする。

### 9 出火防止及び初期消火・延焼防止

#### (1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

#### (2) 初期消火・延焼防止対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火をすることにより延焼を防止する。

- ① 移動式ホース格納箱の場所・操作の確認
- ② 街頭消火器の設置場所・操作の確認
- ③ 消火器、水バケツ等の各家庭への配備の奨励

### 10 救出・救護

#### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

#### (2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当てを要すると認めたときは、医療機関また医療救護所（萩園中学校）に搬送する。

### (3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

## 11 給食・給水

避難所等における給食・給水は、災害対策地区防災拠点の避難所運営マニュアル(茅ヶ崎市作成)により行う。

## 12 避難行動要支援者支援制度

### (1) 避難行動要支援者名簿・マップ等の活用

災害時に避難状況を把握するため避難行動要支援者名簿・マップ等に基づき、茅ヶ崎市、鶴嶺西地区社会福祉協議会、鶴嶺西地区まちづから協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

### (2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

## 13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災会等と連携を図るものとする。

## 14 防災資機材・飲食料等

防災資機材の整備、飲食料等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

### (1) 配備計画

目的別用途に合わせて計画的に配備する。

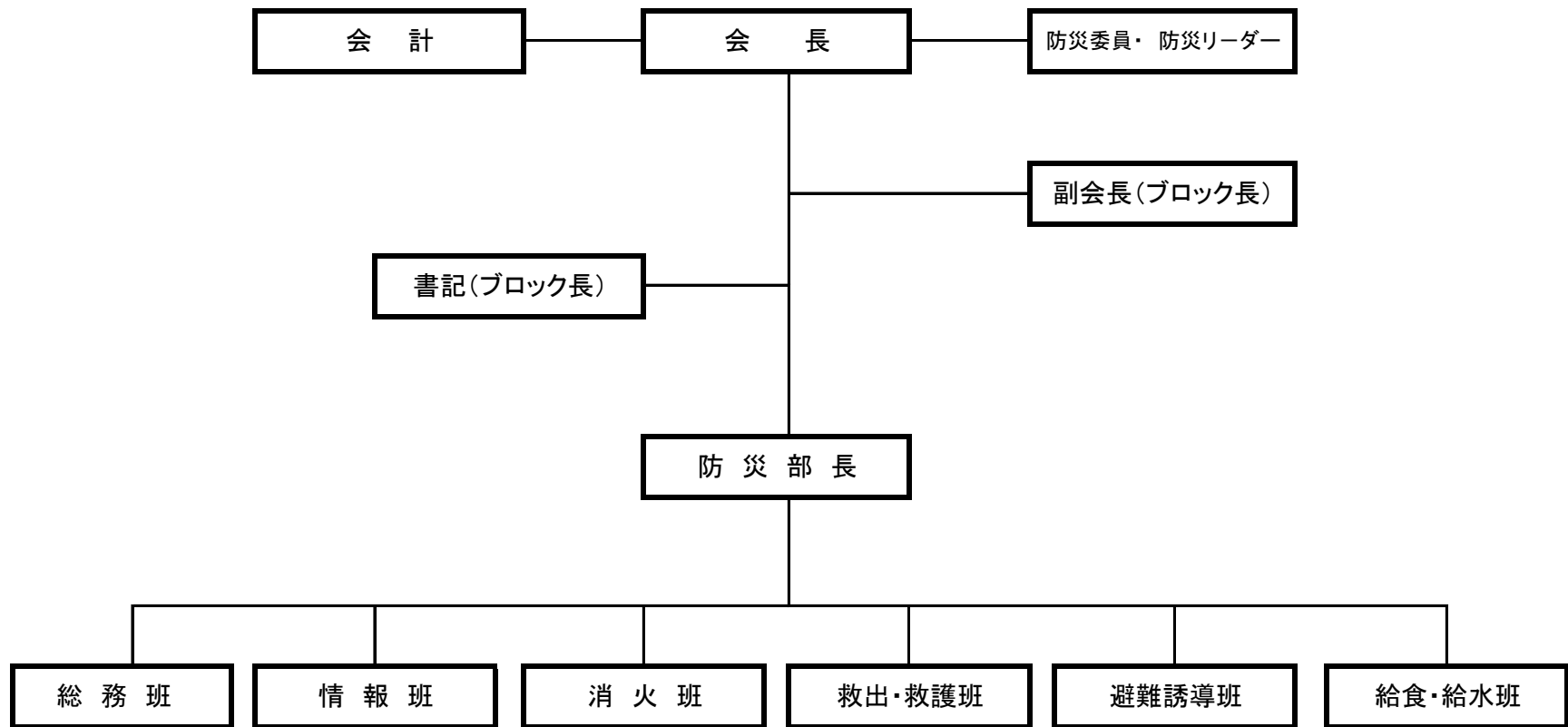
### (2) 定期点検

毎年2回、全資器材等の点検を行う。

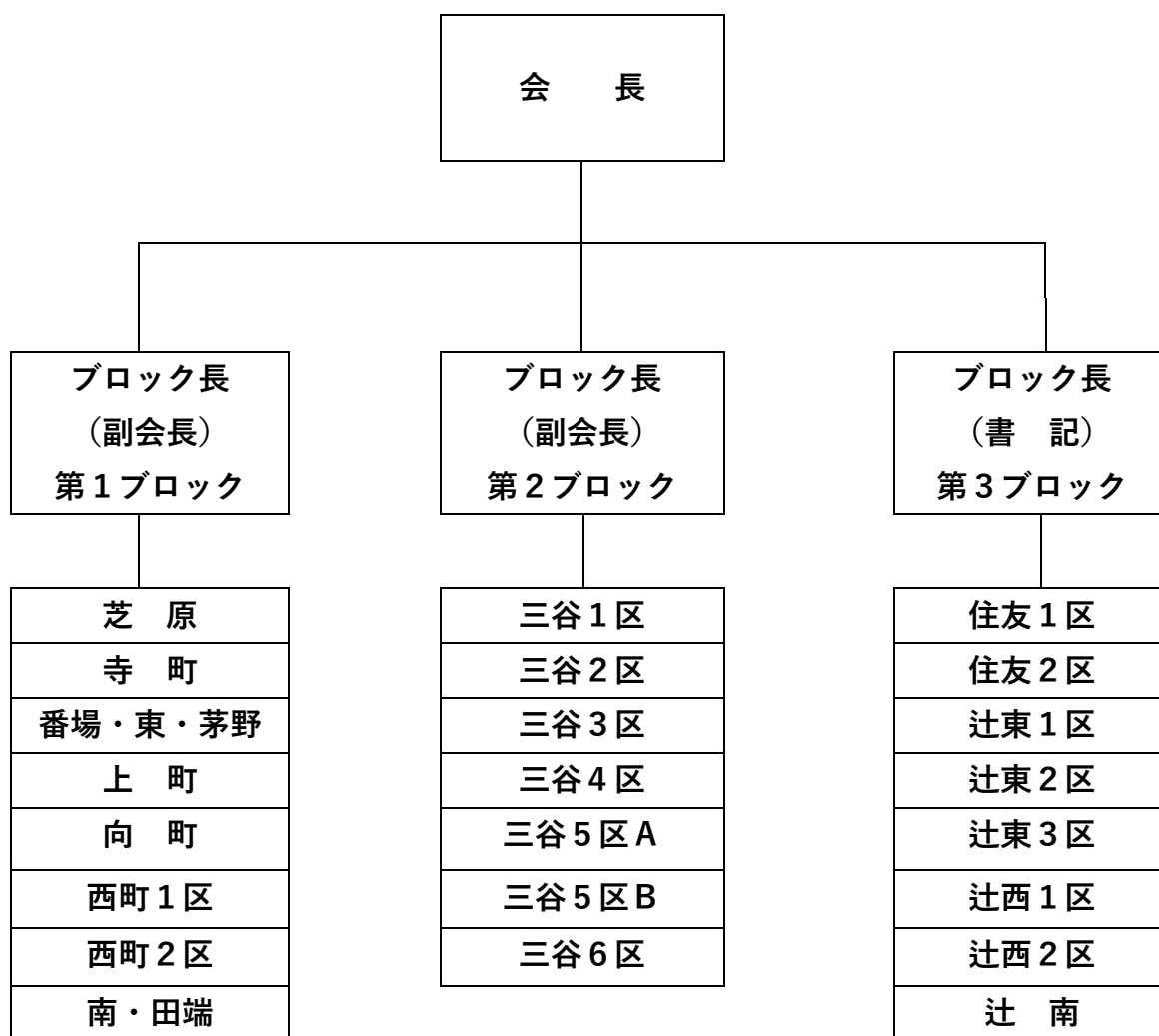
平成30年12月15日作成（萩園自治会委員会承認）

〔別表1〕

### 萩園自主防災会組織図



## 萩園自主防災会ブロック図



◎委員は、地震等の災害発生時に担当地区の被害状況をブロック長に報告し、応急活動を行う。

◎組長は、地震等の災害発生時に担当地区の被害状況を委員に報告し、応急活動を行う。

◎委員・組長が不在の時は、前年度の委員・組長が担当する。

〔別 表 3〕

## 萩園自主防災会 班編成

編成班名		日常の役割	災害時の役割
総務班 (総務部長・副部長)	⇒	全体調整 他機関との連絡調整 災害時要支援者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班 (環境部長・副部長)	⇒	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班 (防犯部長・副部長)	⇒	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班 (福祉部長・副部長)	⇒	資機材調達・整備	負傷者等の救済 救護活動
避難誘導班 (運動部長・副部長) (事業部長・副部長)	⇒	避難路・避難場所・標識の点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班 (文化部長・副部長)	⇒	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

◎班長は自治会部長、副班長は自治会副部長が担当する。

◎委員は、各班に所属する。

◎防災部副部長及び同委員は、防災部長を補佐する。